



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



日本国憲法(部分)

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(基本原則)

- 第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

(解釈の基準)

- 第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。
- 第3条 私権の享有は、出生に始まる。
- 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

(成年)

- 第4条 年齢二十歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

- 第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(親族の範囲)

- 第725条 次に掲げる者は、親族とする。
- 1 六親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 三親等内の姻族

(親等の計算)

- 第726条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。
- 2 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

(親族間のたすけ合い)

- 第730条 直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

(婚姻適齢)

- 第731条 男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

(近親者間の婚姻の禁止)

- 第734条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。
- 2 第817の9の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

(重婚の禁止)

- 第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

(未成年者の婚姻についての父母の同意)

- 第737条 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。
- 2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。

(婚姻の届出)

- 第739条 婚姻は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより届出ることによって、その効力を生ずる。
- 2 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

(夫婦の氏)

- 第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

(同居、協力及び扶助の義務)

- 第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。